

十三 第九十五規則の表題を次のように改める。
 第九十五規則 指定官庁及び選択官庁からの情報及び翻訳文
 十四 1. 95.を2とし、95.の前に95.として次のように加える。
 2. 指定官庁及び選択官庁における事象に関する情報

指定官庁又は選択官庁は、次の国際出願に関する情報を、次の事象の発生後二箇月以内に又はその後合理的にできる限り速やかに国際事務局に通知する。
 (i) 出願人が第二十二條又は第三十九條に規定する行為を行った後、当該行為を行った日及び国際出願に付された国内出願番号
 (ii) 指定官庁又は選択官庁が国内法令又は国内慣行に基づいて明示的に国際出願を公表する場合には、その国内の公表の番号及び日
 (iii) 特許が与えられた場合には、その与えられた日及び指定官庁又は選択官庁が国内法令に基づいて特許が与えられた形式で明示的に国際出願を公表する場合には、その国内の公表の番号及び日

○外務省告示第二百二十六号

平成二十九年六月二十日にテグシガルバで、コマヤグア市給水システム改善・拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。
 1 協力の目的及び内容 コマヤグア市給水システム改善・拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
 2 贈与の限度額 十七億二千八百万円
 3 贈与の供与期限 平成三十五年十二月三十一日

4 署名者

日 本 側 松井正人在ホンジュラス大使
 ホンジュラス側 マリア・デル・カルメン・ナセル・デ・ラモス外務・国際協力大臣代行
 平成二十九年六月三十日 外務大臣 岸田 文雄

○外務省告示第二百二十七号

平成二十九年六月二十日に東京で、ギニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。
 1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
 2 贈与額 二億円
 3 署名者

日本側 迫久展在ギニア大使
 ギニア側 センクン・シラ駐日大使
 平成二十九年六月三十日 外務大臣 岸田 文雄

○財務省告示第百八十三号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七條の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年年度の初日から平成二十九年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量(飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項目の同法第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量)を次のように告示する。
 平成二十九年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	一三・二トン

三	一〇トン
四	五、二六六トン
五	〇トン
六	〇トン
七	一トン
八	〇トン
九	四、七八八トン
一〇	三九二トン
一一	二、三〇一トン
一二	一、三四〇トン
一三	〇九八、九七二トン
一四	二〇八、五七九トン
一四の二	八六、四二九トン
一五	一〇一トン
一六	二、三九七トン
一七	二一、六〇六トン
一八	二、〇一〇トン
一九	一八三トン
二〇	一一〇トン
二一	七、〇二七トン
二二	九二トン
二三	五〇トン
二四	三〇トン
二五	〇トン
二六	五〇トン
二七	七〇トン
二八	〇トン
二九	六〇トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項目の同法第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項目ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三一、〇五二、六七八トン	一四
三八、五七〇トン	一四

○財務省告示第百八十四号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七條の五第三項の規定に基づき、平成二十九年年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。
 平成二十九年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

1 平成二十九年年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
 一 生鮮等牛肉 四万五千四百六十一トン
 二 冷凍牛肉 六万二千四百三十六トン
 2 平成二十九年年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。
 一 生鮮等牛肉 二万四千八百八十九トン
 二 冷凍牛肉 二万六千五百六十四トン
 ○財務省告示第百八十五号
 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七條の六第七項の規定に基づき、平成二十九年年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。
 平成二十九年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎